

車両制限令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄） 1

○ 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（限度超過車両の登録の手数料） 第十九条 法第四十七条の四第五項の手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 法第四十七条の四第一項の登録 申請一件につき五千円 二 法第四十七条の四第二項の登録の更新 申請一件につき三千円	（限度超過車両の登録の手数料） 第十九条 法第四十七条の四第五項の手数料の額は、同条第一項の登録又は同条第二項の登録の更新に係る申請一件につき五千円とする。 （新設） （新設）